



埼玉県報

第505号
令和6年(2024年)
4月9日
火曜日

目次

告示

- Microsoft 365 ライセンスの調達に関する入札公告 (情報システム戦略課)
- 税務システムサーバー等賃貸借に関する入札公告 (税務課)
- 軽油引取税免税証の無効告示 (税務課)
- 坂戸都市計画事業 (仮称) 坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の縦覧 (環境政策課)
- 見沼代用水土地改良区の役員就任届 (さいたま農林振興センター)
- さいたま中央土地改良区の役員就退任届 (さいたま農林振興センター)
- 田甲土地改良区の役員就任届 (東松山農林振興センター)
- 川島町土地改良区の役員就任届 (東松山農林振興センター)
- 荒川中部土地改良区の役員就任届 (大里農林振興センター)
- 手子林第三土地改良区の役員退任届 (加須農林振興センター)
- 手子林第三土地改良区の役員就任届 (加須農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 和光都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 和光都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 和光都市計画高度利用地区の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 和光都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- さいたま都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (公園スタジアム課)

告 示

埼玉県告示第三百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

M i c r o s o f t 365ライセンスの調達 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和4年埼玉県告示第747号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務システム最適化推進担当 木原 電話048-830-2268
(直通) 電子メールa2290-39@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年5月1日(水)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年4月30日(火)午後5時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和6年5月1日(水)午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年4月22日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票を令和6年4月11日(木)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Procurement of Microsoft 365 software license

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., Wednesday, May 1, 2024

By registered mail or in person: 5:00 p.m., Tuesday, April 30, 2024

(3) Contact Information:

Promotion of Business System Optimization Group

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and
Finance, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2268

Email: a2290-39@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第三百六十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

税務システムサーバー等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和12年12月31日（火）まで

(4) 履行場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

(6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は入札説明書及び仕様書による。）。

(7) 埼玉県 of 県税に係る徴収金に滞納がないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 荒谷、白土 電話048-830-2666（直通） 電子メールa2640-21@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年5月23日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年5月22日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年5月22日（水）午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部税務課 令和6年5月23日（木）午前10時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年5月8日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年4月11日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Leasing of the Server for the Saitama Prefectural Taxation System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., Thursday, May 23, 2024

By registered mail or in person: 5:00 p.m., Wednesday, May 22, 2024

(3) Contact Information:

Taxation Division, Department of General Affairs,

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Phone: 048-830-2666

告示

埼玉県告示第三百六十八号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
二〇ㇿ	11E026701 11E026703 11E026707	七	農業	令和五年五月一日 令和六年三月三十一日
埼玉県春日部県税事務所	免税証を交付した事務所	亡失年月日	令和五年九月十五日	
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 埼玉県加須市浜町四番三十七号 ほくさい農業協同組合加須燃料配送センター				

告 示

埼玉県告示第三百六十九号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、坂戸市から坂戸市の区域内において行われる坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業について環境影響評価準備書の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

川越市環境政策課

東松山市環境政策課

坂戸市都市計画課

鶴ヶ島市生活環境課

川島町町民生活課

二 縦覧の期間

令和六年四月九日（火）から令和六年五月十日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、見沼代用土地改良区から役員を就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	行田 邦子	埼玉県行田市大字渡柳千二百九十六番地六

告示

埼玉県告示第三百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
さいたま中央土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	森田博	埼玉県さいたま市見沼区大字膝子五百八十六番地
	若谷茂夫	緑区大字高畑九百五十八番地
	山口文司	岩槻区大字横根九百四十番地
	本田敏一	同 同 三百十九番地
	守富茂	見沼区大字膝子七十三番地
	森田栄治	同 同 六百八番地一
	蛭間司郎	同 同 七百七十七番地
	相澤一次	同 同 五百八十四番地
	磯部照夫	同 同 六百六十六番地
	勝田幸雄	同 同 四百八十七番地
	中野栄寿	同 同 五百九十五番地
	小島直	一
	小島榮治	同 同 五百十七番地
	杉山喜良	同 同 二百二十三番地
	西山初男	同 同 二百七番地
	西澤初男	同 同 大谷三百十五番地
	松澤一夫	同 同 蓮沼千四百八十四番地
	會田紀彰	地 緑区美園一丁目二十三番地十一
	矢島正江	同 同 三十三番地一
	三枝久訓	同 同 大字上野田五百五十五番地
	田口公夫	同 同 岩槻区大字横根千二百九十一番地
	森田和男	地 同 同 笹久保新田九百六十番地

同

山崎政広

同

同

同

同

番地
東門前三百七十九番
地三

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、田甲土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

職名	氏名	住所
理事	福 田 妙 子	埼玉県比企郡吉見町大字田甲千九百三十九番地二 号
同	福 田 武 弘	同 熊谷市小八林千八百十七番地

告 示

埼玉県告示第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、川島町土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	小高一成	埼玉県比企郡川島町大字畑中二百七十一番地
監事	椎橋重徳	同 同 同 平沼七百七十一番地

告 示

埼玉県告示第三百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
荒川中部土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届
出があった。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
監事	飯島 稔	埼玉県深谷市黒田千二百二番地

告 示

埼玉県告示第三百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、手子林第三土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	小暮 勝久	埼玉県羽生市大字下手子林二千五百五十七番地

告 示

埼玉県告示第三百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、手子林第三土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	小暮 照夫	埼玉県羽生市大字下手子林二千五百三十一番地
同	町田 博英	同 同 上手子林四百九十六番地
監事	小暮 勝久	同 同 下手子林二千五百五十七番地

告 示

埼玉県告示第三百七十七号

令和六年埼玉県告示第七十五号で公示した公共測量は、令和六年三月十五日終了した旨測量計画機関である本庄市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百七十八号

令和六年埼玉県告示第十四号で公示した公共測量は、令和六年三月八日終了した旨測量計画機関である桶川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百七十九号

和光市から和光都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百八十号

和光市から和光都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百八十一号

和光市から和光都市計画高度利用地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百八十二号

和光市から和光都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百八十三号

和光市から和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百八十四号

さいたま市からさいたま都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジオ課において縦覧に供する。

令和六年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕